

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条等の規定に基づき、公表します。

平成29年1月
(最終更新: 令和7年8月)
浜松市

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

① 病院、診療所

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	聖隷浜松病院 A号棟	静岡県浜松市中区住吉二丁目12-12	病院	2(5-6) 充腹材	$I_s / I_{so} = 1.04$ $C_{tu} \cdot SD = 0.25$	Ⅲ			
2	浜松医療センター 1号館・2号館	静岡県浜松市中区富塚町328他	病院	2(14)	確認できる (新耐震基準に適合)	Ⅲ			
3	浜松医科大学 医学部付属病院 外来棟Aブロック	静岡県浜松市東区半田山一丁目20-1	病院	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.02$ $C_{tu} \cdot SD = 1.13$	Ⅲ			
4	浜松医科大学 医学部付属病院 外来棟Cブロック	静岡県浜松市東区半田山一丁目20-1	病院	2(5-5) 充腹材	$I_s / I_{so} = 1.04$ $C_t \cdot SD = 0.57$	Ⅲ			
5	聖隷三方原病院 A号館	静岡県浜松市北区三方原町3451-1	病院	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.23$ $C_{tu} \cdot SD = 0.79$	Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

③ 集会場、公会堂

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果		安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	浜松市浜北文化センター	静岡県浜松市浜北区貴布祢291-1	集会場	2(5-2)	Is / Iso = 1.91	Ct・SD = 1.15	Ⅲ			劇場・博物館部分有り

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIsoは、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

④ 展示場

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	浜松市総合産業展示館	静岡県浜松市東区流通元町20-2	展示場	2(5-2)	$I_s \text{ / } I_{so} = 2.11$	$C_t \cdot S_D = 0.40$	Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑤ 百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果		安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	浜松サーラビル	静岡県浜松市東区西塚町221-3外	物販店舗	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.01$	$C_{tu} \cdot S_D = 0.60$	Ⅲ			集会場部分有り

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑥ ホテル、旅館

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果	安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	グランドホテル浜松 旧ホテル棟	静岡県浜松市中区東伊場一丁目4700-1	ホテル	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 0.11$ $C_{tu} \cdot SD = 0.13$	I	-	-	令和2年8月 SRF工法による耐震補強実施
2	ホテルコンコルド浜松	静岡県浜松市中区元城町109-18	ホテル	2(14)	確認できる (新耐震基準に適合)	Ⅲ			
3	舘山寺サゴロイヤルホテル	静岡県浜松市西区舘山寺町3302	ホテル	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 0.26$ $C_{tu} \cdot SD = 0.17$	I	-	-	平成30年7月 SRF工法による耐震補強実施

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑦ 博物館、美術館、図書館

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果		安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	浜松市立中央図書館	静岡県浜松市中区松城町214-21	図書館	2(5-2)	$I_s / I_{so} = 2.68$	$C_t \cdot S_D = 0.52$	Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑧ 保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果		安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	浜松市役所本庁舎 本館	静岡県浜松市中区元城町103-2	庁舎 (公益上必要な建築物)	2(5-5) 充腹材	Is / Iso = 1.06	Ct・SD = 0.32	Ⅲ			
2	浜松市西部衛生工場 管理棟	静岡県浜松市西区伊左地町1570-2	し尿処理施設 (公益上必要な建築物)	2(5-1)	Is / Iso = 1.35		Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIsoは、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

イ 避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物

⑨ 幼稚園、保育所

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果	安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	葵幼稚園	静岡県浜松市中区幸四丁目27-1	幼稚園	2(5-2)	$I_s / I_{so} = 2.11$ $C_t \cdot S_D = 1.27$	Ⅲ			
2	浜松市立舞阪幼稚園 園舎棟	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2668-33	幼稚園	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.39$	Ⅲ			
3	浜松市立雄踏幼稚園 管理・保育室棟	静岡県浜松市西区雄踏町宇布見7406	幼稚園	2(5-2)	$I_s / I_{so} = 1.28$ $C_t \cdot S_D = 0.49$	Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

イ 避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物

⑩ 学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果	安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
1	浜松市立泉小学校 校舎南棟	静岡県浜松市中区泉一丁目16-1	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.71 Ctu・SD = 1.28	Ⅲ			
2	浜松市立鴨江小学校 校舎南棟	静岡県浜松市中区西伊場町4-1	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.70 Ctu・SD = 1.25	Ⅲ			
3	浜松市立佐鳴台小学校 校舎西棟	静岡県浜松市中区佐鳴台三丁目31-1	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.74 Ctu・SD = 0.83	Ⅲ			
4	浜松市立城北小学校 校舎南棟	静岡県浜松市中区住吉一丁目23-1	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.75 Ctu・SD = 1.01	Ⅲ			
5	浜松市立曳馬小学校 校舎南棟	静岡県浜松市中区曳馬一丁目1-35	小学校	2(5-2)	Is / Iso = 1.35 Ct・SD = 0.95	Ⅲ			
6	浜松市立広沢小学校 校舎南棟	静岡県浜松市中区広沢二丁目51-1	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.15 Ctu・SD = 0.83	Ⅲ			
7	浜松市立瑞穂小学校 校舎北棟	静岡県浜松市中区高丘北三丁目15-8	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.72 Ctu・SD = 1.07	Ⅲ			
8	浜松市立有玉小学校 校舎棟	静岡県浜松市東区有玉南町614	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.70 Ctu・SD = 1.21	Ⅲ			
9	浜松市立大瀬小学校 校舎棟	静岡県浜松市東区大瀬町2218	小学校	2(5-1)	Is / Iso = 1.22	Ⅲ			
10	浜松市立笠井小学校 校舎棟	静岡県浜松市東区笠井町1050	小学校	2(5-1)	Is / Iso = 1.24	Ⅲ			
11	浜松市立蒲小学校 校舎南棟	静岡県浜松市東区神立町5	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.71 Ctu・SD = 1.26	Ⅲ			
12	浜松市立中郡小学校 校舎北棟	静岡県浜松市東区中郡町915	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.02 Ctu・SD = 0.74	Ⅲ			
13	浜松市立中ノ町小学校 校舎棟	静岡県浜松市東区中野町427-1	小学校	2(5-1)	Is / Iso = 1.35	Ⅲ			
14	浜松市立与進小学校 校舎南棟	静岡県浜松市東区天王町1351-1	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.35 Ctu・SD = 0.55	Ⅲ			
15	浜松市立与進北小学校 校舎棟	静岡県浜松市東区市野町2715	小学校	2(5-3)	Is / Iso = 1.00 Ctu・SD = 0.71	Ⅲ			

⑩ 学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
16	浜松市立和田小学校 校舎北棟	静岡県浜松市東区薬師町273-2	小学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.21$	Ⅲ			
17	浜松市立篠原小学校 校舎北棟	静岡県浜松市西区篠原町10300	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.72$ $C_{tu} \cdot SD = 0.62$	Ⅲ			
18	浜松市立西都台小学校 校舎北棟	静岡県浜松市西区西鴨江町1106	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.70$ $C_{tu} \cdot SD = 1.21$	Ⅲ			
19	浜松市立舞阪小学校 校舎棟	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪76	小学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.32$	Ⅲ			
20	浜松市立和地小学校 校舎棟	静岡県浜松市西区湖東町2005	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.50$ $C_{tu} \cdot SD = 1.14$	Ⅲ			
21	浜松市立飯田小学校 校舎北棟	静岡県浜松市南区飯田町978	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.70$ $C_{tu} \cdot SD = 1.19$	Ⅲ			
22	浜松市立新津小学校 校舎南棟	静岡県浜松市南区新橋町777	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.74$ $C_{tu} \cdot SD = 1.28$	Ⅲ			
23	浜松市立砂丘小学校 校舎棟	静岡県浜松市南区白羽町2512	小学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.14$	Ⅲ			
24	浜松市立芳川北小学校 校舎南棟	静岡県浜松市南区頭陀寺町1046-1	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.70$ $C_{tu} \cdot SD = 1.23$	Ⅲ			
25	浜松市立豊岡小学校 校舎南棟	静岡県浜松市北区豊岡町22-1	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.78$ $C_{tu} \cdot SD = 1.27$	Ⅲ			
26	浜松市立初生小学校 校舎棟	静岡県浜松市北区初生町1001-2	小学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.71$ $C_{tu} \cdot SD = 0.75$	Ⅲ			
27	浜松市立三ヶ日西小学校 校舎棟	静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日301-1	小学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.60$	Ⅲ			
28	浜松市立北浜北小学校 校舎棟	静岡県浜松市浜北区西美園1588	小学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.35$	Ⅲ			
29	浜松市立開成中学校 校舎棟	静岡県浜松市中区高丘北一丁目15-20	中学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.01$ $C_{tu} \cdot SD = 0.72$	Ⅲ			
30	浜松市立高台中学校 校舎棟	静岡県浜松市中区住吉五丁目307-1	中学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.51$ $C_{tu} \cdot SD = 1.01$	Ⅲ			

⑩ 学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の主たる用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価	耐震改修等の予定		備考
							内容	実施時期	
31	浜松市立南部中学校 校舎南棟	静岡県浜松市中区龍禅寺町706	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.22$	Ⅲ			
32	浜松市立笠井中学校 校舎棟	静岡県浜松市東区笠井町1055-1	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.21$	Ⅲ			
33	浜松市立積志中学校 校舎北棟	静岡県浜松市東区有玉北町1200	中学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.74$ $C_{tu} \cdot SD = 0.62$	Ⅲ			
34	浜松市立天竜中学校 校舎棟	静岡県浜松市東区龍光町43	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.01$	Ⅲ			
35	浜松市立入野中学校 校舎棟	静岡県浜松市西区入野町17059-1	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.11$	Ⅲ			
36	浜松市立舞阪中学校 校舎北棟	静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4601	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.25$	Ⅲ			
37	浜松市立江南中学校 校舎南棟	静岡県浜松市南区江之島町1266-3	中学校	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.04$ $C_{tu} \cdot SD = 0.75$	Ⅲ			
38	浜松市立東部中学校 校舎棟	静岡県浜松市南区飯田町1038	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.01$	Ⅲ			
39	浜松市立清竜中学校 校舎棟	静岡県浜松市天竜区二俣町鹿島525-1	中学校	2(5-1)	$I_s / I_{so} = 1.24$	Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ．地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

イ 避難確保上特に配慮を要するものが利用する大規模建築物

⑪ 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果		安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	浜松ゆうゆうの里 1号館	静岡県浜松市北区細江町中川7399-1	老人ホーム	2(5-6) 充腹材	Is / Iso = 1.00	Ctu・SD = 0.28	Ⅲ			

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載のIs/Isoに用いるIsoは、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(1) 用途ごとの公表一覧表

ウ 一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

⑫ 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物

【浜松市】

No.	建築物の名称	建築物の位置	建築物の 主たる用途	耐震診断の 方法の名称	構造耐力上主要な部分の 地震に対する安全性の評価の結果		安全 性の 評価	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	本田技研工業株式会社 トランスミッション製造部 S-2工場	静岡県浜松市中区葵東一丁目34・4	工場 (危険物貯蔵場)	2(3-2)	$I_s = 0.61$	$q = 2.45$	Ⅲ			
2	株式会社スズキ部品製造 スズキ株金型工場内	静岡県浜松市南区新貝町1331	工場 (危険物貯蔵場)	2(3-2)	$I_s = 1.17$	$q = 1.38$	Ⅲ			
3	共和レザー株式会社 天竜第二工場	静岡県浜松市南区東町738-2	工場 (危険物貯蔵場)	2(5-3)	$I_s / I_{so} = 1.43$	$C_{tu} \cdot SD = 0.30$	Ⅲ			
4	ヤマハ発動機株式会社 浜北工場3号館	静岡県浜松市浜北区中条1280	工場 (危険物貯蔵場)	2(3-2)	$I_s = 1.29$	$q = 2.32$	Ⅲ			
5	佐久間発電所 本館(西側)	静岡県浜松市天竜区佐久間町佐久間2690	危険物取扱所	2(6)	$GIS = 1.11$	$=$	Ⅲ	耐震改修 (工事)	令和3年度	

※ 以下に示す構造体力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

Ⅰ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 「構造体力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{so} に用いる I_{so} は、一律 Z (地域指標)=1.0、 U (用途指標)=1.0として算定した。

※ 「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。なお、(1)用途ごとの公表一覧表に記載がない方法は網掛けしている。

耐震診断の方法		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
1(1)	指針第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$IW < 0.7$	$0.7 \leq IW < 1.0$	$IW \leq 1.0$
1(2)	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$
2(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55 年7月23 日付け文官助第217 号文部大臣裁定)	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$
2(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(3-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978 年版)	$VR/VI < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < VR/VI$
2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996 年版、2011年版)	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$
2(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq IS/ISO$
2(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq IS/ISO$
2(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3 次診断法」(1977 年版)	$IS/ISO < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$
2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3 次診断法」(1990 年版)	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CT \cdot SD < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.3 \leq CT \cdot SD \leq 1.25$
				$1.25 < CT \cdot SD$
2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3 次診断法」(2001年版)	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
2(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983 年版)	$IS/ISO < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$
2(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997 年版)	鉄骨が充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CT \cdot SD$
		鉄骨が非充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CT \cdot SD$
2(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009 年版)	鉄骨が充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
		鉄骨が非充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot Rt \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
2(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Qu/\alpha \cdot Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/\alpha \cdot Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/\alpha \cdot Qun$ かつ $GIS < 1.0$
				$1.0 \leq GIS$
2(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$IS < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq IS$ かつ $1.0 \leq q$
2(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
2(10-1)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Qu/Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/Qun$
2(10-2)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Qu/Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/Qun$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 $\leq$ 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 $\leq$ 換算壁量
		換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 $\leq$ 換算壁枚数 $<$ 基準	基準壁枚数 $\leq$ 換算壁枚数
2(10-3)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Qu/Qun < 0.5$	$0.5 \leq Qu/Qun < 1.0$	$1.0 \leq Qu/Qun$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 $\leq$ 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 $\leq$ 換算壁量
		換算壁長 $<$ 必要壁長/2	必要壁長/2 $\leq$ 換算壁長 $<$ 必要壁長	必要壁長 $\leq$ 換算壁長
2(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1 次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq IS/ISO$
2(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2 次診断法	$IS/ISO < 0.5$ 又は $CTU \cdot SD < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq IS/ISO$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq CTU \cdot SD$
2(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法」	—	—	要件を全て満たす
2(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56 年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25 年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。))に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- (※) 震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(3) 附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
Is	構造耐震指標	・ 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 ・ 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する ・ 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
Iso	構造耐震判定指標	・ 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 ・ 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に0.6
CT・SD CTU・SD	累積強度指標(CT) 終局限界における累積強度指標(CTU) 形状指標(SD)	・ 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度(堅さ)」を確保するための指標 ・ 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると(地震時の倒壊は免れても)外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度(堅さ)」を確保
VR	構造耐震指標	・ 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 ・ 建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギーの量の大きさを表した指標
VI	地震入力指標	・ 地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標 ・ VR>VIの場合に、「耐震性あり」と判定される
q	保有水平耐力に係わる指標	・ 鉄骨造の建物に一定の「強度(堅さ)」を確保するための指標
Z	地震地域係数 (地域指標)	・ 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数(Z=0.7～1.0) ・ 静岡はZ=1.0(県構造設計指針によりZS=1.2に割り増し)
G	地盤指標	・ 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物の一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 ・ 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	・ 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数
RT	振動特性係数	・ 地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数